

# 資格商法にご用心

## 資格商法

勤務先などに名指しで電話をかけ、資格取得教材などの勧誘を行う「資格商法」。職場への勧誘電話はなかなか切らせてくれず、切ってもすぐかけ直してくることもあります。「長引くと職場に迷惑がかかる」、「上司に注意される」など、とにかく電話を切りたい一心から、つい契約を了解してしまうケースも少くないようです。



過去に資格講座を受講したことがある人に対して、「過去の講座の登録がそのままあるので、登録解除するために手数料が必要だ」、「継続して受講してもらわないといけない」などと言って、お金を払わせようとする二次被害のケースもあります。



- 勧誘電話があっても「お断りします。もう電話はしないでください」と、はっきり断りましょう。
- 電話勧誘されて契約した講座は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。
- 募集業者はあたかも過去に契約した講座と関係があるように話しますが、何らかの方法で過去の受講者の名簿を入手している可能性があります。

